

(第2回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年1月9日
契約業者名	大成建設(株) 東京支店
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
工事の名称	R4荒川中堤西小松町地区護岸工事
工事場所	東京都江戸川区西小松川町地先
工事種別	一般土木
工事概要 (変更した内容について記述)	築堤護岸工(L=80m) 地盤改良工 深層混合処理工(WHJ-In工法)(ICT) 約100本 深層混合処理工(SJMM-Dy工法)(ICT) 約125本 深層混合処理工(LDis-Dy工法)(ICT) 約548本 矢板護岸工 笠コンクリート工 約79m 矢板工(鋼管矢板φ900 L=18.5~19.5m) 約69本 構造物撤去工 構造物取壊し工 1式 支障物撤去工 1式 運搬処理工 1式 仮設工 1式 浚渫(河川) 浚渫工 約3,900m ³
工期(自)	令和4年11月15日
工期(至)	令和7年2月28日
変更前の契約金額	1,768,800,000 円(税込み)
変更金額	(+)492,800,000 円(税込み)
変更後の契約金額	2,261,600,000 円(税込み)
変更理由	1. 地盤改良工 当初設計では、SJMM-Dy工法による地盤改良工を想定していたが、首都高橋脚の1次管理値を超過する変異が計測されたため、変位抑制対策としてLDis-Dy工法に変更(増)する。 首都高橋脚の変位抑制対策として、搬出土揚土処理工を増

工する。

2. 矢板護岸工

笠コンクリートの沈下による間詰コンクリートの剥離対策として、端部処理と目地板設置を増工する。

3. 復旧工

構造物撤去工が増工されたことに伴い、法面被覆工および護岸付属物工を増工する。

4. 構造物撤去工

設計照査の結果、P79-82において当初想定していた水上施工が不可能であることが判明したため、陸上施工に変更（増）する。

P1、P2において、試掘の結果から当初想定していた掘削による撤去が不可能であることが判明したため、施工方法を変更（増）する。

小松川JCT新設時の残置物について、協議の結果、本工事にて撤去することとなったため、支障物撤去工を増工する。

5. 掃海工

数量精査の結果、既設護岸土砂撤去を増工する。

6. 仮設工

数量精査の結果、工事用道路工を増工する。

現地条件よりポンプ排水を増工する。

数量精査の結果、仮水路工を増工する。

工期延伸及び上記工種の増工に伴い、交通管理工を数量精査する。

7. 共通仮設費

上記工種の増工に伴い、運搬費を増工する。

工期延伸、上記工種の増工に伴い、技術管理費を増工する。

工期延伸に伴い、営繕費を増工する。

8. 工期

工期は元設計のとおりとし、令和7年2月28日とする。